

者に、一年間の居留要件と、男手のある家庭に対し扶助は与えないとする要件の復活を努力中である。両グループのいずれが勝利を得るにしても、ともかく福祉制度はまたもや検討期をむかえているのだということは断言で

きょう。

Christian Science Monitor, U. S. News & World Report.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

所得補足法案の提出



(イギリス)

家庭貧困にたいする緊急措置

一子以上の児童のいる低賃金労働者の家庭にたいし最低所得を保障しようという「家庭所得補足法案」Family Income Supplements Bill が1970年10月28日に公表され、11月11日に第2読会に提出された。ケイス・ジョセフ Keith Joseph 社会サービス大臣は、本法案の趣旨説明において、「政府は、今議会議中に家庭貧困に取り組むことを約束するものであり、本法案はその第1歩となるものである」とのべた。要旨はつぎのとおりである。

「最も緊急措置を必要とする家庭貧困、働いている貧困者のうちで最も生活困窮している者の部分から着手するのが当然である。比較的少数の人々しか本法案の給付の枠内に入っていないという事実はあるが、これを以て政府がその他の人たちに対して関心をもっていないということではない。本法案の給付の枠内に入る世帯の数は、児童のいる夫婦世帯が約13万4,000世帯(ウエージ・ストップ Wage-stop をうけている2万4,000の失業者を含む)、児童をかかえている配偶者のいない約5万4,000世帯の人々、あわせて約19万世帯(約50万の

児童を含む)である。賃金所得者が失業し、ウエージ・ストップをうけている2万4,000世帯を除き、すべてがフル・タイムの労働に従事しており補助給付の受給資格(一定基準以下の失業者、病人または老人などにはすべて適用される)がない。家庭貧困は多子家庭には余り影響がない。生計中心者が働らいており補助給付水準以下で暮している家庭の約3分の1は一子家庭である。一子家庭は、現在、家族手当の受給資格がなく、家族手当を引上げて何の助けにもならない。また、家族手当をうけられる二子以上の家庭にとって、家族手当の引上げは助けになることはなるが速効性がない。賃金所得者のうち最も貧しい階層に対し、絶対的に必要とされる額を保障するには天文学的数字を投入しなければならない。

本法案は、事務費を除き、約800万ポンドを多数の働らく最も生活困窮している階層と働らいていないがウエージ・ストップをうけている人々の大部分に支出することを提案している。本法案は、ウエージ・ストップをうけている家庭を保護することであり、あわせて多数の人々をウエージ・ストップから免れ

させるものである。野党は、本法案が使用者をして低賃金を引上げさせる意欲を阻むものと主張している。しかし、貧困者を保護するための他の施策のどれ一つとして積極的に使用者をして賃金を引上げさせることになっていない。野党は、また、本法案がきわめて少数の人々にしか裨益しないと主張している。しかし、最も保護を必要とし本法案によって保護をうける者はきわめて少数なのである。時には、その所得が補助給付水準を実質的に上回っていても生活困窮している多数の働らく世帯がある。その主たる理由は、きわめて貧しい多くの家庭は高い家賃を支払っているという点である。これらの人々は、本法案（補助給付は水準以下の働らく世帯の半数あるいは3分の1の階層を保護の対象としている）によっては保護されない。また、本法案は別箇のミーンズ・テストを設けるものだといわれる。別箇のテストが課せられることは事実だが、それはインカム・テストであってミーンズ・テストではない。本制度により自動的に処方箋料を免除し、歯科や眼鏡の受益者負担の免除資格を付与するようアレンジすること

を望んでいる向きもある。われわれも、最も貧しい家庭にたいしあらゆる免除措置を活用できるパスポートとなるよう望んでいる」

ケイス・ジョセフ社会サービス大臣は、本法案こそ家庭貧困にたいし政府が多大な関心をもつ証明であることを誇示したが、同時に、本法案は政府が一部の働らく労働者がその家族にとって妥当な生活水準をかなり下廻る賃金しか支払われていない事実を認めているわけである。だが、政府は国民最低賃金は善良な使用者および生産性の向上によって答えられるべき問題であると考えている。

家庭所得補足 (F. I. S.) 法案の概要

本法案は、フル・タイムの労働に従事している生計中心者が失業して補助給付により上げられる所得を下回る要保護家庭など有子低賃金労働者の家庭を保護するための新給付を導入するものである。すなわち、家庭の所得が「児童数による基準」Make-up level (1子のいる家庭で15ポンド、1子を加える毎に2ポンド追加)を下回る場合、F. I. S. 給付はその不足額の半額とし、一家庭につき週3ポンド

を最高限度額とする。所得の算定基礎は申請前5週間の平均勤労所得とし、申請者が月給の場合は従前2カ月の勤労所得が通常の総所得 Normal gross earnings の算定に用いられる。該当者が申請前の5週間以内にその職を変えるとか自営業者あるいはその所得が季節的に変動する職についているとか、臨時的に短期間働らいている場合には、5週間(2か月)の基準よりも長いか、あるいは短かい期間を用いて、所得の算定基礎が決定される。定められた期間についてのサラリー、賃金または謝金などからなる何らかの有所得職業からの勤労所得は総額 gross amount を計算される。申請書の所得がサラリー、賃金または謝金でない場合にはその利益金が計算される。

これらの各所得の全部または一部を控除する規定はまだきまっていない。また、勤労所得でない資産などによる所得は控除されない。報酬をうけるフル・タイム・ワークに従事する者とは一週最低30時間を普通に労働する者として扱うことになる。16歳をこえる者は、本人が就学中あるいは学校でフル・タ

イムの職業訓練をうけている場合は児童として扱われる。申請は、すべて地方社会保障事務所で入手できる申請書にもとづいて行なわれ、申請者は給与証明書などの提出が当然必要とされる。記入された申請書は約80カ所の算定事務所に送られ、ブラック・プールの中央事務所で決定される。申請は、通常、夫と妻によって連帯でなされることになるが、必要な場合には単独申請もできる。ミーンズ・テストは実施されない。給付申請者の事実が立証されれば、総所得の正確な記述がなされたかどうかを確認するために家庭を訪れるスポット・チェックはしない。給付の支給はオーダー・ブックの提示にもとづいて郵便局の窓口で毎週支払われることになる。実施時期は1971年8月となる予定である。

給付の算定。すでにのべたように、受けられる給付の上限は週3ポンドであり下限の4シリングまで次第に減する。そして、貧困線をこえれば零となる。貧困線 make-up level は1子を有する家庭について週15ポンド、1子を増す毎に2ポンドが加わるから9人の子のいる家庭は週25ポンドとなる。一定

数の児童を有する家庭においてその家族規模についての法定基準を下回る所得しかない場合、その差額の50%が国家によって補足されるというのがその原則である。すなわち、4人の児童のいる週16ポンドの所得のある家庭は2ポンド10シリング受けられることになる。

ウェージ・ストップ

いわゆる「チャイルド・ポバティ」有子低賃金労働者の貧困家庭問題については、本誌第1号において詳細にのべたことがある。これら要保護家庭は、主としてその生計中心者が低賃金労働者であるが、かれらは現行の公的扶助制度（1966年社会保障省法による補助給付）による保護を受けることができない。すなわち、社会保障省法第8条により、フル・タイムの勤労所得者を保護の対象から除外しているからである。また、労働能力のある失業者については、保護の条件として、いわゆる「ウェージ・ストップ」制——補助手当の被保護者はフル・タイムの労働に従事していた時の所得総額をこえてはならないとする規

定——によりその所得額が制限される。有子貧困家庭の原因は、その低賃金にあることはいうまでもないで、この国の社会保障制度の最後のよりどころである公的扶助—補助給付制度における「ウェージ・ストップ」原則にある。すなわち、失業または疾病による一時的な離職による貧困者にたいして補助給付の最高基準額を拒否しようとする苛酷な規定となっているのである。

この制限は、とくに多子家庭や高い家賃を払っている家庭にとってきわめて苛酷であり、扶助をうけているこれらの家庭の多くがその需要がありながら基準額を遙かに下回った生活を送らねばならないという状態におかれている。

政府の意図と一般の評価

ヒース保守党政府は、本法案を公表した前日の10月27日に、法人税および所得税の減税、国防費、国有企業補助、社会サービス等にたいする政府支出の削減などを盛った「公的支出の新政策」なる白書を発表した。本白書を公表したバーバー蔵相は下院において、

「社会サービスにおける選別性の強化、受益者負担の原則」をうち出したが、基本的な制度——学校、病院、生活保障——については支出増加を図り社会的理由にたって必要な者についてはもっと現実に即した補助の措置をとりたい」とのべている。すなわち、具体的には、福祉ミルクの廃止（妊産婦および要保護家庭における5歳未満の児童ならびに全家庭における第3子以降の5歳未満の児童を除く）、処方箋料の引上げ（現行の1剤2シリング6ペンスを4シリングに）、歯科治療および眼鏡の料金引上げなどと、あわせて、家庭貧困問題に取り組む緊急の手段として「家庭所得補足法案」を用意していることを明らかにした。

F. I. S. は、さしあたって・Claw back（本誌第12号に解説）をとまなう家族手当の改善あるいはいつれは負所得税システムを通ずる政府対策強化の可能性を排除するものではないとされている。ケイス・ジョセフ卿は家族手当の改正を検討したが、まずとりあえず、1子家庭をカバーするという理由で優先的にF. I. S. が決定されたようである。閣僚すじでは、F. I. S. をもって蔵相の社会サ

ービスにおける受益者負担強化の埋め合わせとみている。しかし、F. I. S. 世帯は新旧の受益者負担から免除されることは確実である。

本法案にたいする一般の評価はかなりきびしいものである。たとえば、11月10日のTimes紙においては「たとえ本法案が運営よろしきを得ても、これら貧困家庭を貧困線から救いあげることにはならない」とし、The Economist 誌（31 Oct.—6 Nov. '70）は「極貧階層にたいする直接的援助の1つの効果的かつ経済的方法のように思われるが、それは余り寛大なものとはいえない」としている。

11月10日の下院においては、Mrs. Shirley Williams（労働党）議員が次のような反対動議を提出した。「本院は、貧困家庭を保護する施設を歓迎するが、政府のF. I. S. 制度はきわめて少数の人々しか保護することにならないし、政府施策における不可欠の要素であるmeans-tested Societyの複雑なシステムを拡充するものであり、一部企業における使用者の低賃金対策を改善させる意欲をますます

阻害させる役割を果すほかの何ものでもない」と確信するものである」とし、つぎのように趣旨説明をしている。「保護の対象となる階層はほんの一部である。本法案を支持する比較的熱心な一部の新聞は、大多数の貧困家庭に1週3ポンドの金銭を保障されるような印象を与えているが、たとえば本法案が完全に拾いあげても貧困家庭に対する平均額は1週14シリング程度であろう。本法案の範囲はミーンズ・テストの採用によつ対象を縮小されざるをえない。各種の援助の受給資格のある貧困家庭の5分の2がうけられないことが示されている」と。

Michael Meacher（労働党）議員は11月10日のThe Timesにおいて、F. I. S.の効果に関して詳細な分析を加え、別表に示すように、これらが貧困者を確実にヘルプするものでないと結論している。

家庭所得補足 (F. I. S.) の効果

資料: Michael Mealcher: Stopping the poor getting richer. *The Times*, Nov. 10, '70.

| 総賃金(週) | 児童数* | 家族手当(1) | | | 家庭所得補足(2) | | | 実質賃金(3)** | | | (1) + (2) + (3) | | | 補助給付基準(a) (1970.11.2 実施) | | |
|--------|------|---------|------|-----|-----------|------|-----|-----------|------|-----|-----------------|------|-----|-----------------------------|------|-----|
| | | ポンド | シリング | ペンス | ポンド | シリング | ペンス | ポンド | シリング | ペンス | ポンド | シリング | ペンス | ポンド | シリング | ペンス |
| 12 | 1 | なし | | | 1 | 10 | 0 | 10 | 10 | 4 | 12 | 0 | 4 | 13 | 5 | 0 |
| | 2 | | 18 | 0 | 2 | 2 | 0 | 10 | 10 | 4 | 13 | 10 | 4 | 15 | 1 | 0 |
| | 4 | 2 | 18 | 0 | 3 | 0 | 0 | 10 | 10 | 4 | 16 | 8 | 4 | 18 | 19 | 0 |
| | 6 | 4 | 18 | 0 | 3 | 0 | 0 | 10 | 10 | 4 | 18 | 8 | 4 | 23 | 10 | 0 |
| 18 | 1 | なし | | | | なし | | 16 | 4 | 4 | 16 | 4 | 4 | 13 | 5 | 0 |
| | 2 | | 18 | 0 | | なし | | 15 | 14 | 10 | 16 | 2 | 10 | 15 | 1 | 0 |
| | 4 | 2 | 18 | 0 | | なし | | 16 | 4 | 4 | 19 | 2 | 4 | 18 | 19 | 0 |
| | 6 | 4 | 18 | 0 | 1 | 2 | 0 | 16 | 4 | 4 | 22 | 4 | 4 | 23 | 10 | 0 |
| 24 | 1 | なし | | | | なし | | 21 | 18 | 4 | 21 | 18 | 4 | 13 | 5 | 0 |
| | 2 | | 18 | 0 | | なし | | 19 | 14 | 10 | 20 | 12 | 10 | 15 | 1 | 0 |
| | 4 | 2 | 18 | 0 | | なし | | 20 | 8 | 4 | 23 | 6 | 4 | 18 | 19 | 0 |
| | 6 | 4 | 18 | 0 | | なし | | 21 | 5 | 4 | 26 | 3 | 4 | 23 | 10 | 0 |

註 * 年齢構成

- 1児 7歳
- 2児 7歳, 10歳
- 4児 4歳, 7歳, 10歳, 13歳
- 6児 1歳, 4歳, 7歳, 10歳, 13歳, 16歳

** 実質賃金は所得税(新レート), 国民保険拠出, 5%の私的年金拠出等を差引いた賃金総額(5%)を示す

(a) 週2ポンド19シリング(推計)の家賃及び地方税の支給分を含む

(1) 家族手当: 第2子18シリング, 第3子以後20シリング

(2) F. I. S.

| | | |
|-----|--------|------------------------------|
| 児童数 | 貧困線(A) | F. I. S. = (貧困線 - 総所得) × 1/2 |
| 1人 | 15ポンド | |
| 2 | 17 | |
| 3 | 19 | |
| 4 | 21 | |
| 5 | 23 | |
| 6 | 25 | |

The Times, ほか。

(田中 寿 国会図書館)